

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 1 建築物の用途  一戸建て住宅  一戸建て以外の住宅  
 (該当する□にレを記入)  工場等のみ  工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法  標準計算法  誘導仕様基準  
 (該当する□にレを記入)  計算法と仕様基準の併用
- 住宅部分：  
 標準計算法  誘導仕様基準  
 計算法と仕様基準の併用
- 非住宅部分：  
 モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額

計画の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の計画の場合		別表 3(1) ア 円	別表 3(2) ア 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の計画の場合	住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表 3(1) イ(ア) 円①	別表 3(2) イ(ア) 円④
	住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>	別表 3(1) ア 円②	別表 3(2) ア 円⑤
	工場等のみ m <sup>2</sup>	/	別表 3(2) イ(イ) 円⑥
	非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表 3(1) イ(イ) 円③	別表 3(2) イ(イ) 円⑦
	合計	①+②または①+③ 円	④+⑦, ⑤+⑦または⑥+⑦ 円

手数料額 円

(注意)

- 1 「別表」とは、調布市手数料条例別表第2を指します。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とします。